

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 入院基本料について

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
当院は、（日勤、夜勤あわせて）入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
当院の一般病棟では、各病棟に 1 日 1 1 人～ 1 7 人以上の看護職員が勤務しています。なお、配置の詳細は各病棟に掲示しています。

2. 入院診療計画について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

3. 医療安全管理体制について

当院は、厚生労働大臣が定める医療安全管理体制の基準を満たしております。
医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が関係部署と連携・協力してお受けしています。1 階 8 0 番患者サポートセンター又は看護師長にお気軽にお申し出ください。

4. 院内感染防止対策について

当院は、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策の基準を満たしております。患者さん及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、以下の取り組みを実施しています。

（１）院内感染に関する基本的な考え方

安全で質の高い医療を提供するため、全職員が統一した意識を持ち院内感染対策を実施するように取組みます。

（２）院内感染対策のための当院の組織

感染対策委員会を設置し、毎月 1 回、定期的に会議を行っています。また、感染対策活動の中核的な役割を担う「感染対策チーム（ICT）」「抗菌薬適正使用支援チーム（AST）」を設置し活動しています。

（３）感染対策に関する活動

- ・院内感染が発生した場合の情報収集と調査・分析、及び拡大を防ぐ方針を討議し、終息に向けた対策の実施
- ・感染対策チーム（ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による定期的な回診の実施
- ・感染防止対策のための職員教育
- ・患者さんへの情報提供
- ・感染対策に関するマニュアルの作成と改定
- ・病原体の検出及び抗菌薬の使用状況についての情報収集と分析
- ・抗菌薬適正使用の推進
- ・感染症・耐性菌等サーベイランス（調査監視）
- ・地域の医療機関とのカンファレンスの実施
- ・院内や地域の医療機関からの相談を受ける

5. D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“D P C 対象病院”です。

※R7年5月まで 医療機関別係数1.5836

（基礎係数1.0718+機能評価係数Ⅰ0.3845+機能評価係数Ⅱ0.1079+救急補正係数0.0194）

※R7年6月から 医療機関別係数1.5842

（基礎係数1.0718+機能評価係数Ⅰ0.3845+機能評価係数Ⅱ0.1022+救急補正係数0.0257）

6. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、支払窓口にてその旨をお申し出ください。

7. 入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しております。

8. 入院期間が180日を超える場合の費用徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、1日につき2,728円(税込)が特定療養費として患者さんの負担となります。

9. 初診時選定療養費・再診時選定療養費について

初診時・再診時選定療養費は、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省が設けた制度です。

当院は、地域の病院、診療所からの紹介を受けて、高度で専門的な医療を必要とする患者さんの治療を行うことを役割とする一般病床490床の「地域医療支援病院」です。一般病床200床以上の地域医療支援病院は、初診時7,000円以上(税別)、再診時3,000円以上(税別)の選定療養費の徴収が義務づけられております。

【初診時選定療養費】

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院を直接受診した場合に初診時選定療養費7,700円(税込)を徴収いたします。ただし、緊急その他やむを得ない事情*により、他の保険医療機関等からの紹介によらず受診した場合は、この限りではありません。（*救急車による搬送、生活保護・指定難病等の公費負担医療制度受給者 等）

【再診時選定療養費】

再診患者さんの中で病状が安定し一般病床200床未満の医療機関(かかりつけ医)への紹介を受けた患者さんが、かかりつけ医の紹介状無しに再受診された場合、あるいは200床未満の医療機関(かかりつけ医)への紹介を当院より申し出たが引き続き当院での診察を希望された場合につきまして、外来診療料の他に再診時選定療養費3,300円(税込)を受診の都度徴収いたします。

熊本赤十字病院